

徳島市監査委員告示第2号

平成28年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成29年1月6日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

平成28年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年12月5日報告分）に基づく措置状況

市民環境部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が遅いものがあった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用料において、徴収時期が適正でないものがあった。</p>	<p>(1) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理します。</p> <p>(2) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な徴収時期に事務処理を行います。</p>
<p>2 支出・契約事務</p> <p>(1) 決裁権者が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>(3) 物品購入や修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。</p> <p>(4) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p> <p>(5) 補助金の交付事務において、実績報告書は事業完了後速やかに提出を受けるべきであるが、補助事業団体からの実績報告書の提出が遅いものがあった。</p>	<p>(1) 当該決裁書については、適正な決裁権者に訂正しました。今後は、事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行います。</p> <p>(2) 適正に事務処理を行うため、適正な事務処理方法の周知徹底を図りました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(3) 当該契約について直ちに請書を作成しました。今後は、徳島市契約規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(4) 当該決裁書については、直ちに会計管理者へ協議を行いました。今後は、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(5) 実績報告書を速やかに提出するよう各種関係団体に指示しました。今後は、速やかに適正な事務処理を行います。</p>

<p>(6) 契約書に契約の相手方の押印がされていないものがあった。</p> <p>(7) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。</p>	<p>(6) 当該契約書は押印しました。今後は、地方自治法に基づき、適正に処理します。</p> <p>(7) 収入印紙の貼付額については、適正な額の貼付を行いました。今後については、印紙税法に基づき適正に処理を行います。</p>
<p>3 財産管理事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可において、決裁書に根拠法令、許可理由の記載がないものがあった。</p>	<p>(1) 当該決裁書については、根拠法令、許可理由を記載しました。今後は、公有財産規則に基づき、許可理由を記載し、適正な事務処理を行います。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 管理職員特別勤務実績簿が、給料等の支給に関する規則に定められた様式で作成されていないものがあった。</p> <p>(2) 出勤簿に押印のないものがあった。</p> <p>(3) 指定管理業務の基本協定書の締結に係る決裁において、決裁権者が適正でないものがあった。</p>	<p>(1) 定められた様式で作成し直すとともに、今後は、給料等の支給に関する規則に基づき適正に処理します。</p> <p>(2) 押印のない出勤簿については、出勤状況を確認したうえで、押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、出勤した場合は、直ちに出勤簿に押印するよう全職員に対して周知徹底を図りました。</p> <p>(3) 今後については、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p>